

令和 7 年

障害者総合支援法、児童福祉法関係
事業者説明会（指定・指導監査関係）

令和 7 年 3 月 2 8 日

姫路市役所 監査指導課

はじめに（説明にあたって）

- 1 加算等に関する新しい情報（報酬に関する関係通知やQ & A等）は、監査指導課のホームページに順次掲載しますので、必ずご確認ください。

※ホームページのURLについては、説明会資料の末尾を参照してください。

※ 加算届の締切日については、本資料「8. 加算届の届出に関すること」で紹介します。

- 2 兵庫県事業者説明会の資料と重複する内容については説明を省略する場合がありますので、下のホームページから資料をダウンロードし、必ず内容をご確認ください。

【兵庫県ホームページ】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw06_000000002.html

- 3 同じく、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」についても、内容をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html

目次

1. 姫路市が実施する指導とその実績	P. 5	8. 加算届の届出に関すること	P.37
2. 姫路市実地指導における実績	P. 7	9. 届出書類の提出期限について	P.40
3. 実地指導における主な指摘事項	P.18	10. その他留意事項	P.41
4. 兵庫県下行政処分実績について	P.28	11. 事務連絡	P.43
5. 事業者における不正について	P.33		
6. 手続負担の軽減について	P.34		
7. 処遇改善加算について	P.35		
事業所の運営に係る指導について（運営指導の結果等）		新年度当初に係る留意事項	

事業所の運営に係る指導について (運営指導（旧実地指導）の結果等)

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(1) 集団指導と運営指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
	ホームページ	〔障害福祉サービス事業〕〔障害児通所支援事業〕集団指導について URL https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html
運営指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導、②報酬請求指導の観点から関係法令及び指定基準、報酬基準等に照らし、適正運営がなされているかを確認し、適切でない場合は指導する。
	ホームページ	〔障害福祉サービス事業〕〔障害児通所支援事業〕運営指導について  URL https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008533.html

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和6年度の集団指導の実績

令和6年度の集団指導の実績		
集団指導名	令和6年事業者説明会 (障害福祉課主催)	令和6年度集団指導 (監査指導課主催)
実施時期	令和6年3月27日(水)から令和6年5月7日(火)まで	令和7年1月17日(金)から令和7年2月28日(金)まで
対象事業所	姫路市の指定を受けている全事業所、姫路市と隣接市町で 姫路市の支給決定障害児者にサービスを提供する事業所	障害児通所支援事業所
受講方法	ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式 (YouTube 動画とPDF ファイル)	

令和6年度以降集団指導の方向性

実施時期	目的
3月(事業者説明会)	制度改正、事業所の運営に係る指導等
随時	事業所の運営に係る指導

過去の集団指導資料の確認は姫路市ホームページ
「障害福祉サービス事業者等に対する事業者説明会(集団指導)」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

2. 姫路市実地指導における実績

(1) 令和6年度及び過去の実地指導の実績

令和6年度			令和5年度		
実地指導 件数	指摘数	過誤調整等	実地指導 件数	指摘数	過誤調整等
75	273 (3.6)	45 【16.5%】	96	344 (3.6)	77 【22.3%】

事業所単位での集計

() 内は、概算による実地指導1件あたりの平均指摘数

【 】内は、指摘数に占める過誤調整等（給付費の返還、指摘日以降の減算の該当）の割合

※ 令和6年度の件数は令和6年6月から令和6年12月までの実績

※ 令和5年度の件数は令和5年5月から令和6年2月までの実績

※ 指摘数とは改善報告を求めた指摘（文書指摘）数

令和6年度においては、令和5年度と比較し、過誤調整等の件数は減少傾向となっています。

2. 姫路市実地指導における実績

(2) 令和6年度運営指導の実施状況について

サービス種別		実施事業数	
		6年度	5年度
障害福祉サービス事業	居宅介護	4	1
	重度訪問介護	4	1
	行動援護	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0
	同行援護	2	1
	療養介護	0	0
	生活介護	3	7
	短期入所	8	8
	共同生活援助	7	20
	宿泊型自立訓練	0	1
	自立生活援助	0	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	1
	就労移行支援	0	1
	就労継続支援 A 型	1	3
	就労継続支援 B 型	12	10
	就労定着支援	0	2

サービス種別		実施事業数	
		6年度	5年度
障害者 支援施設	施設入所	4	3
	生活介護	4	3
	就労継続支援B型	1	0
相談支援事業	計画相談支援	9	10
	地域移行支援	2	5
	地域定着支援	2	5
	障害児相談支援	7	6
障害児通所 支援事業	児童発達支援	10	8
	医療型児童発達支援	0	0
	放課後等デイサービス	18	21
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
	保育所等訪問支援	1	5
地域生活支援事業		7	8
合計		107	130

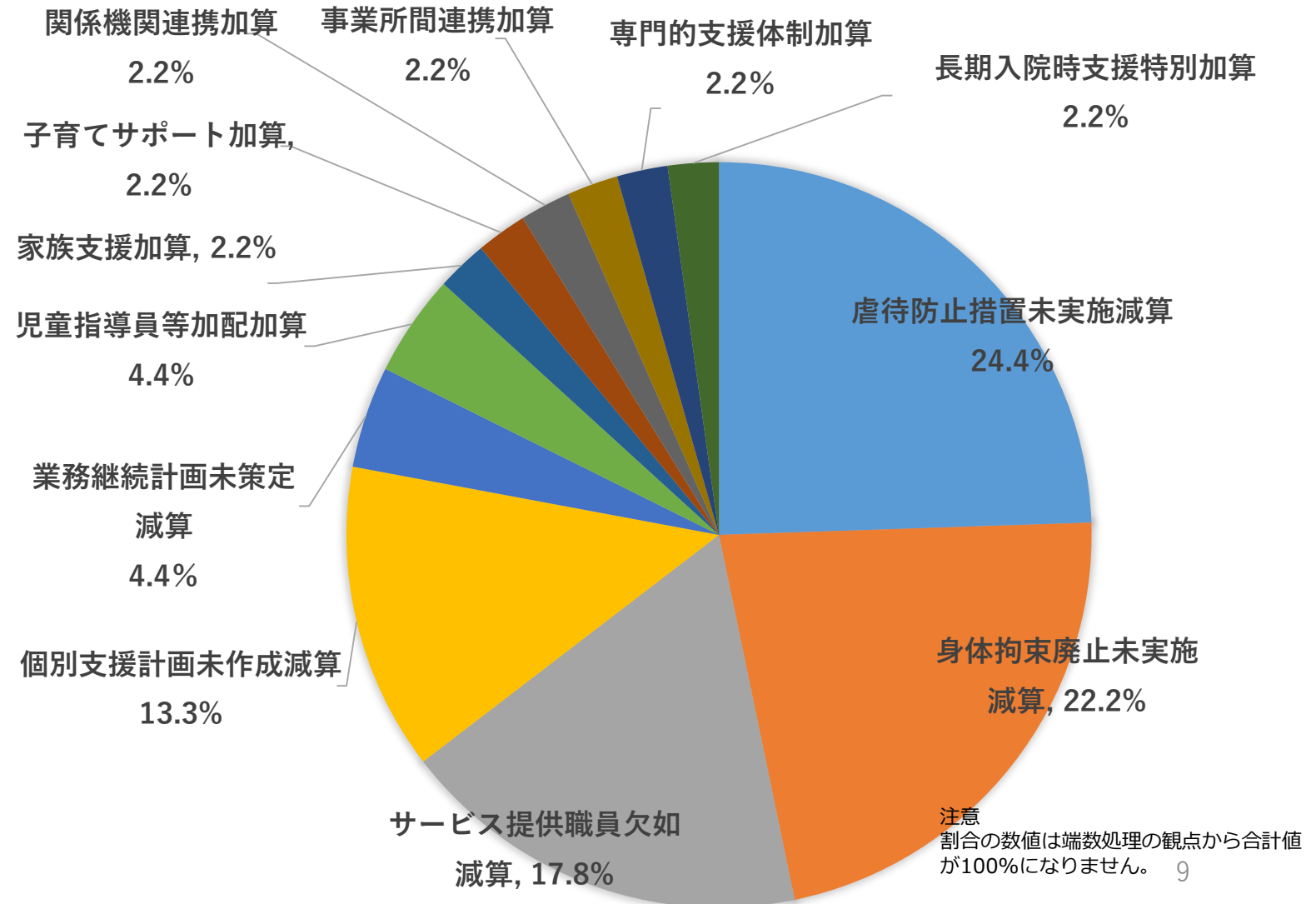
令和6年度に関しては、令和6年12月末時点の実績

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 概要

令和6年度実地指導における過誤調整事例の割合

- ・令和6年6月から12月末までの実地指導において過誤調整が発生した事例や過誤調整の恐れがあると判断し、事業所に対して自己点検を依頼し、該当する場合に返還を求めた事例の件数ごとの割合を表示しています。
- ・令和4年度から義務化された虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算が半数近く占めています。
- ・次いでほとんどのサービスに共通するサービス提供職員欠如減算、個別支援計画未作成減算も多く見受けられました。
- ・加えて、令和6年度から創設された業務継続計画未策定減算に該当する事例も確認されています。



2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細①

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
虐待防止措置未実施減算	虐待防止委員会を設置していなかった。	就労継続支援B型、 児童発達支援、放 課後等デイサービ ス、計画相談支援、 障害児相談支援
	虐待の防止のための対策を検討する委員会を令和4年度以降開催していなかった。	
	虐待防止のための対策を検討する委員会について、年に1回の実施ができていなかった。 (前回の開催から1年以上経過していた)	
	虐待の防止のための研修について実施ができていなかった。(義務化以降全く実施していない)	
	虐待の防止のための研修を年1回以上開催していなかった。 (前回の開催から1年以上経過していた)	

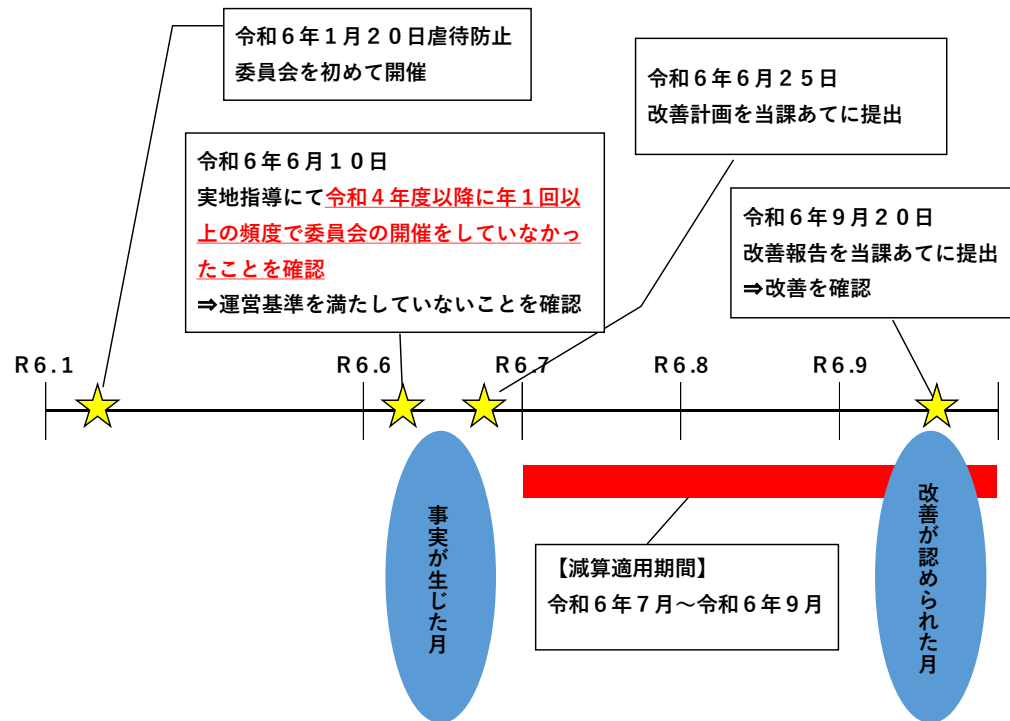
令和6年度より減算が創設されたため、当該減算に該当する事例が多く見受けられた。減算に該当する場合を次ページで紹介します。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細②

当該減算については、下記の①～③のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者（姫路市）に提出した後、事実発生月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者（姫路市）に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に対して、所定単位数の1%減算する。**また、令和4年度以降に義務化された事項を実施していないことが令和6年度以降の運営指導等で確認された場合も減算の対象となるため留意すること。**

減算適用の考え方



虐待防止措置未実施減算要件

①～③のいずれかに当てはまる場合は減算とする。

①虐待防止委員会を1年に1回以上開催していない場合

②従業員に対し、虐待の防止のための研修を1年に1回以上実施していない場合

③上記措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合

※①、②に関しては1年度に1回以上ではなく、1年に1回以上となります。**開催期間が1年以上開いている場合は減算対象となり得ます。**

様式は下記姫路市ホームページに掲載

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008533.html> 11

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細③

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための指針を作成していなかった。	自立訓練（生活訓練）就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所、居宅介護、重度訪問介護、移動支援
	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、年に1回の実施ができていなかった。 （前回の開催から1年以上経過していた）	
	身体拘束等の適正化のための研修について実施ができていなかった。（義務化以降全く実施していない）	
	身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上開催していなかった。（前回の開催から1年以上経過していた）	

義務化された令和4年度以降、繰り返し集団指導で情報発信しておりましたが、減算に該当する事業所が後を絶ちません。先に述べた虐待防止と併せて、今一度整備状況を確認してください。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細④

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
サービス提供職員欠如減算 ※人員欠如	勤務実績表において、生活支援員を配置していることが確認できなかった。	就労継続支援A型
	特例超過※により定員を超えて利用者を受け入れていたが、サービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を必要な数、配置していなかった。	児童発達支援、放課後等デイサービス
	事業所ごとに必要な数の指導員を配置できていなかった。	タイムケア

※令和6年10月以降、放課後等デイサービスに限り、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可とする特例

障害児通所事業所における特例超過を実施している事業所において人員欠如の事例が散見された。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑤

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	初回の個別支援計画作成前にサービス提供をしているものがあった。	就労継続支援B型、 児童発達支援、放課 後等デイサービス、 障害者支援施設
	個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあった。	
業務継続計画未策定減算	感染症及び災害に係る業務継続計画を策定していなかった。	就労継続支援B型、 生活介護、短期入所
児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算について「常勤・専従・経験5年未満」の区分で算定していたが、加配職員が基準人員となる時間帯があったため、加配職員としての常勤専従要件を欠いていた。	放課後等デイサービス
	基準人員が欠如しているにも関わらず、児童指導員等加配加算を算定していた。	

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑥

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
家族支援加算	当該加算を算定しているが、算定の根拠となる障害児及びその家族等に対する相談援助の記録がないものがあった。	放課後等デイサービス
子育てサポート加算	当該加算を算定しているが、算定の根拠となる障害児及び家族等ごとに、支援場面に参加する等の機会の提供の記録や家族等への相談援助の記録がないものがあった。	放課後等デイサービス
関係機関連携加算	障害児が日々通う学校等の施設ではなく、相談支援事業所との会議開催等をもって算定しているものがあった。	放課後等デイサービス
事業所間連携加算	セルフプランかつ複数の放課後等デイサービスを利用する障害児の支援において、連携・取組の中核となる事業所が算定できる当該加算について、障害児相談支援事業所を利用している障害児に対して算定していた。	放課後等デイサービス

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑦

過誤調整等の区分	事例	指摘を行ったサービス種別
専門的支援体制加算	基準人員が欠如しているにも関わらず、専門的支援体制加算を算定していた。	放課後等デイサービス
長期入院時支援特別加算	当該加算を算定しているが、算定の根拠となる入院中の利用者へ被服等の準備を行う等の支援内容の記録がなかった。	共同生活援助

運営指導において基準や加算の算定要件の理解ができていない事例が散見されています。特に多く見られたのが、**利用者に行った支援をサービス提供の記録等に記載することで請求できる報酬や各種加算において、請求の根拠となる記録がないという事例です。**

運営指導の際に、**報酬請求の根拠となるサービス提供の記録等がない場合は、過誤調整を指示する可能性があります。（運営指導時に提出ができず、後日記録を提出する場合も含む）**

請求をする際には、請求対象月のサービス提供の記録等を確認した上で算定要件を満たす確証を得た後に請求してください。

2. 姫路市実地指導における実績

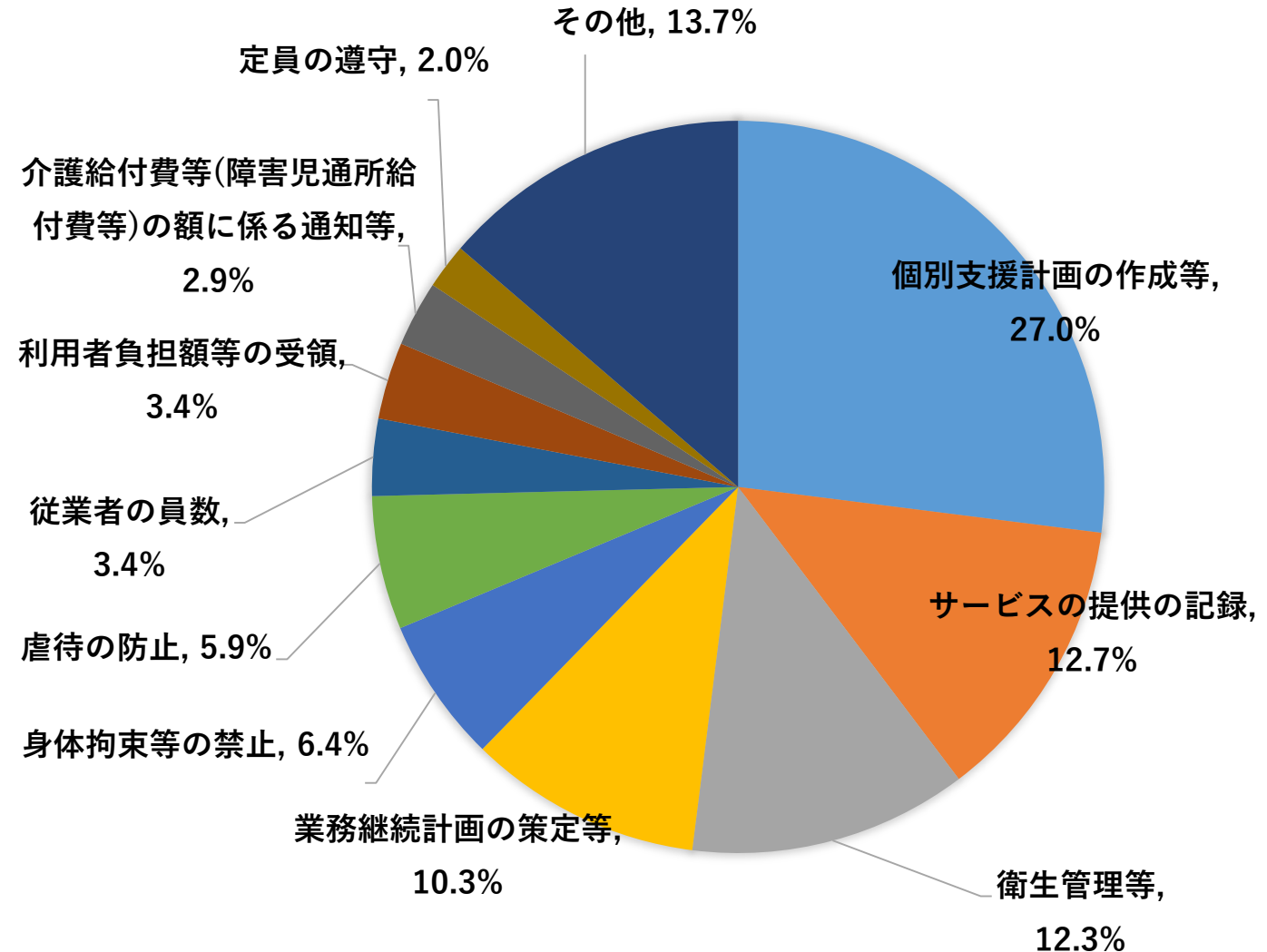
(4) 令和6年度実地指導指摘事項の構成比率

実地指導における文書指摘事項の割合

・令和6年6月から12月末までの実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、多くのサービスに共通する内容を抜粋しております。

・個別支援計画、サービスの提供の記録、衛生管理等、業務継続計画の策定等において誤った運営が多く見られます。

・令和6年度から義務化となった衛生管理等（感染症対策の強化に係る取組みの義務化）及び業務継続計画の策定等の指摘が多く、例年同様、個別支援計画等の利用者へのサービス提供の一連の流れにおいて誤った運営が多く見られました。



3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容①

①個別支援計画の作成

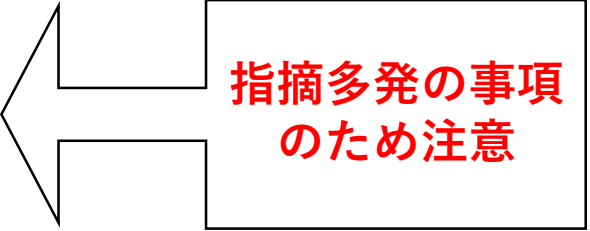
- ・初回の個別支援作成前にサービス提供をしているものがあった
- ・個別支援計画作成後のモニタリングにより、個別支援計画の見直し不要とした個別支援計画について、個別支援計画作成の一連の業務を行っていなかった。
- ・個別支援計画作成後のモニタリングにより、個別支援計画の見直しを行っていたが、個別支援計画の変更を行っていなかった。
- ・個別支援計画作成に当たって、アセスメントの記録がないものがあった。
- ・個別支援計画作成に当たって、アセスメントの記録及び個別支援計画の原案を作成していなかった。
- ・個別支援計画作成に係る個別支援会議録において、参加者、開催時間、開催場所及び個別支援計画原案に関する検討内容や担当者等の意見が明確に記載されていなかった。
- ・個別支援計画作成に係る個別支援会議録が保管されていないものがあった。
- ・個別支援計画作成に係る個別支援会議を開催していなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容②

①個別支援計画の作成

- ・ 個別支援計画作成に係る個別支援会議において、利用者の参加がなく、利用者の生活に対する意向等を改めて確認していなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係る個別支援会議に当たり、障害児や通所決定保護者に意見等を確認した記録がなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係る個別支援会議に担当者等が参加した記録がなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係る個別支援会議において、サービスの提供を行う担当者等の具体的な意見等の記載がなかった。
- ・ **個別支援計画を相談支援事業所に交付していなかった。**
- ・ **個別支援計画を相談支援事業所に交付した記録が残っていなかった。**
- ・ 個別支援計画の実施状況を把握するモニタリングを、個別支援計画の作成に係る個別支援会議で実施していた
- ・ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）の記録がなかった。



指摘多発の事項
のため注意

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容③

①個別支援計画の作成

- ・ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）が、個別支援計画の見直し後に行われているものがあった。
- ・ 個別支援計画の支援目標及び具体的な支援の内容等の項目において、必須事項である「家族支援」「移行支援」の記載がなかった。
- ・ 個別支援計画の計画更新時の見直しについて、検討結果をモニタリングに記録していなかった。
- ・ 個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあった。
- ・ 個別支援計画に記載すべき内容や記載内容に不十分な点があった。

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容④

②サービスの提供の記録

- ・ サービス提供の記録について、利用者の確認を受けていなかった。
- ・ サービス提供記録の利用者確認の頻度が月に一度だけであった。
- ・ サービス提供記録について、サービス提供時間の記載がなかった。
- ・ **サービスの提供の記録がなく、報酬算定されているものがあった。**
- ・ サービスの提供の記録について、事業者による記録がなかった。

利用者自身が記入したサービス提供（を受けた）記録があるだけだった。

要注意
記録は5年保存
返還求める可能性有

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑤

③衛生管理等

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していなかった。
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の内容に不備があった。
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置していなかった。
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。
 - ・**感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上（※6月に1回以上）開催していなかった。**
- ※実施サービスにより開催頻度に差異有。訪問系サービスは6月に1回以上、その他のサービスは3月に1回以上
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していなかった
- ※訪問系サービスは年に1回以上、その他のサービスは年に2回以上
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や研修並びに訓練を実施したことの記録を作成していなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑥

④業務継続計画の策定等

- ・業務継続計画を策定していなかった。
- ・業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練をまだ実施していない。
- ・災害に係る業務継続計画について、「平常時の対応」として「建物・設備の安全対策」及び「必要品の備蓄」の計画に定めるべき項目が規定されていなかった。
- ・**災害に係る業務継続計画について、「平常時の対応」として計画に定めていた「建物・設備の安全対策」や「必要品の備蓄」を行っていなかった。**
- ・災害に係る業務継続計画について、計画に定めるべき必要な項目である「他施設及び地域との連携」について定められていなかった。
- ・**感染症に係る業務継続計画について、「平時からの備え」として計画に定めていた「備蓄品の確保」の状況が計画と異なっていた。**

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑦

⑤身体拘束等の禁止

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、年に1回以上実施していなかった。
- ・身体拘束等適正化のための研修を年に1回以上実施していなかった。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を作成していたが、指針に盛り込むべき内容に一部漏れがあった。（漏れがあった事項：障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）
- ・身体拘束等の適正化のための研修について実施ができていなかった。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を作成していなかった。
- ・身体拘束等の適正化を図るための委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していなかった。
- ・虐待防止のための指針が身体拘束等の適正化のための指針を兼ねることが明記されていなかった。また、当該指針において虐待防止委員会が身体拘束適正化検討委員会を兼ねることについて規定されていなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑧

⑥虐待の防止

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置していなかった。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を令和4年度以降開催していなかった。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会について、年に1回以上開催していなかった。
- ・虐待の防止のための研修について実施ができていなかった。
- ・虐待の防止のための研修を年に1回以上開催していなかった。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑨

⑦従業者の員数

- ・勤務実績表において、生活支援員を配置していることが確認できなかった。（就労継続支援A型）
- ・特例超過※により定員を超えて利用者を受け入れていたが、サービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を必要な数、配置していなかった。（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・事業所ごとに必要な数の指導員を配置できていなかった。（タイムケア）

⑧利用者負担額等の受領※障害福祉サービス事業のみの指摘

- ・日常生活に要する費用（おやつ代等）を徴収しているにもかかわらず、重要事項説明書に記載がなかった。
- ・利用者にその他の日常生活費として、衛生用品（手袋、消毒等）の費用を請求していた。
- ・重要事項説明書に食事提供体制加算が適用された場合の食事代が記載されていなかった
- ・食事提供体制加算対象者の食事代について、食事提供体制加算の対象とする調理等に係る費用を控除していなかった。

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑩

⑧利用者負担額等の受領（前ページの続き）

- ・食材料費、光熱水費について、精算を行っていなかった。
- ・送迎を希望する利用者にその他の日常生活費（送迎に係る費用）として、燃料費等の実費を超える額を請求していた。
- ・利用者からグループホーム家賃助成金請求における事務手数料を徴収していた。

⑨介護給付費等（障害児通所給付費等）の額に係る通知等

- ・代理受領した額を利用者（通所給付決定保護者）に通知していなかった。

⑩定員の遵守※障害児通所支援事業のみの指摘

- ・姫路市障害福祉課が定めた特例による定員超過の要件を越えてサービスの提供を行っている日があった。
- ・市が特例として認める範囲内の定員超過した月に特例超過報告書を市に提出していなかった。

4. 兵庫県下行政処分実績について

(1) 障害福祉サービス事業

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
就労継続支援B型	指定取消	兵庫県	・ 人員基準違反 ・ 運営基準違反 ・ 不正請求 ・ 虐待報告	・ 指定当初はサービス管理責任者を配置していたが、その後は <u>不在の時期があるのに県に報告していなかった。</u>
生活介護	一部効力の停止	兵庫県	・ 虚偽申請 ・ 人員基準違反 ・ 不正請求 ・ 虐待報告	・ 指定当初から生活介護に必要な医師や看護師と契約をしていなかった。
就労継続支援B型	一部効力の停止	姫路市	・ 不正請求	・ 当時の管理者により、故意に実際の利用を超える利用日数を算定し、 <u>実態と異なる過大な訓練等給付費を不正に請求した。</u>
就労継続支援B型	一部効力の停止	尼崎市	・ 不正請求	・ サービス管理責任者が <u>常勤で勤務できないことを把握しながら、減算せずに給付費を不正に算定し、受領した。</u>

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

4. 兵庫県下行政処分実績について

(2) 障害児通所支援事業①

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等デイサービス	一部効力の停止	兵庫県	・虚偽申請 ・人員基準違反 ・不正請求 ・虚偽報告	・放課後等デイサービスでは <u>保育士などの人数が不足していた。</u>
放課後等デイサービス	指定取消	兵庫県	・人員基準違反 ・運営基準違反 ・不正請求 ・虚偽報告 ・不正の手段による指定	・実務経験年数要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことに伴う人員基準違反、運営基準違反、不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定。 ・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に係る対象職員未配置期間の不正請求。
児童発達支援・放課後等デイサービス	一部効力の停止	兵庫県	・不正請求	・他の事業所を利用したにも関わらず当該事業所から請求した不正請求。
放課後等デイサービス	一部効力の停止	兵庫県	・人員基準違反 ・運営基準違反 ・不正請求	・実務経験年数要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことに伴う人員基準違反、運営基準違反、不正請求。 ・常勤保育士等の未配置期間における不正請求。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

4. 兵庫県下行政処分実績について

(2) 障害児通所支援事業②

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等デイサービス	一部効力の停止	尼崎市	・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽報告	・加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。 ・専門的支援加算を不正に算定し、受領した。 ・専門的支援加算について、雇用開始時期を偽り届け出を行った。 ・児童指導員等加配加算の対象の保育士2名について、実際よりも長時間勤務していたかのように勤怠記録を改ざんし、監査において提出した。
放課後等デイサービス	一部効力の停止	尼崎市	・不正請求	・加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算、専門的支援加算を不正に算定し、受領した。
児童発達支援・放課後等デイサービス	一部効力の停止	尼崎市	・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽報告	・加配職員が必要な時間数配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算・専門的支援加算を不正に算定し、受領した。 ・春休みの休所期間中に受け入れた障害児に係る給付費を、別法人が運営する他の児童発達支援事業所が請求することで、当該他の事業所の不正請求に加担した。 ・児童発達支援事業所の指定を受ける前にもかかわらず、未就学の障害児を受け入れ、別法人が運営する他の児童発達支援事業所が給付費を請求することで、当該他の事業所の不正請求に加担した。

4. 兵庫県下行政処分実績について

(2) 障害児通所支援事業③

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
児童発達支援・放課後等デイサービス	指定取消	西宮市	・不正請求	・サービスの提供に必要な人員基準を満たしていないにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ・児童指導員等の配置要件を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領した。 ・サービス提供職員欠如減算の未適用及び児童指導員等加配加算の不正請求に伴い、福祉・介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を不正に請求し受領した。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

4. 兵庫県下行政処分実績について

(3) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業

参考：『就労給付金を詐取 詐欺容疑で施設元職員 2 人を逮捕』

障害者就労支援施設の利用実績を偽り、水増し請求した給付金約 2 4 8 万円を神戸市からだまし取ったとして、兵庫県警組織犯罪対策課などは（10月）25日、詐欺の疑いで、いずれも同市長田区の就労継続支援 B 型事業所の元職員で、飲食店経営の A と無職の B の両容疑者を逮捕した。同課は 2 人の認否を明らかにしていない。

逮捕容疑は今年 2 ～ 8 月、就労サービスの利用者の一部について、実際は利用していないのに、6 回にわたって神戸市に給付金を請求し、2 4 8 万 4 8 2 3 円をだまし取ったとしている。

同課によると、A が、知人らに「事業所に登録すれば 1 万 5 千円をあげる」などと勧誘し、B が市に虚偽申請する役割を担っていたという。同課は、令和 3 年 8 月～今年（令和 5 年）6 月までに事業所が市から受給した約 1 億 4 千万円のうち、約 8 千万円が不正受給の可能性があるとみて捜査を進めている。

神戸市や事業所のホームページによると、事業所は市が平成 26 年に就労継続支援 B 型事業所に指定。定員は 20 人で、利用する障害者がタオルを折り畳んだり、ハンカチを袋詰めしたりした作業に対して報酬を支払う一方、市から給付金を得ていた。

（引用：産経新聞ホームページ（産経WEST）, 「障害者就労給付金詐取か 詐欺容疑で施設元職員 2 人を逮捕 兵庫県警」 2023 年 10 月 25 日）※容疑者氏名・事業所名は変更しています。

5. 事業者における不正について

実地指導時の不正事例の紹介

参考：『障害者ホーム「最大手」記録捏造、会議録も偽装』

障害者向けグループホーム（GH）をフランチャイズで全国に展開し「最大手」とうたう会社が直接運営していた大阪市内のGHが2023年、市の実地指導の際、チェックされる複数の業務記録の文書を捏造していたことが15日、市への取材で分かった。指導を受けて作った会議録でも従業員の印鑑を勝手に押す偽装をしていた。

引用：YAHOOニュース, 2/15(土) 21:00配信

運営指導時に請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合は監査へ移行することになります。監査へ移行した場合は、右記のとおり、虚偽の報告により行政処分の事由に該当することになります。

障害者総合法第50条（児童福祉法も同規定有）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の**指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。**

（中略）

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は**虚偽の報告をしたとき。**

6. 手続負担の軽減について 届出書類等の簡素化

厚生労働省・こども家庭庁発出の「障害福祉分野における手続負担の軽減について」（令和6年4月12日付け事務連絡）に基づき、令和7年4月1日以降の指定申請・変更届の手続きについて運用方法を以下のとおり、見直しします。

指定申請・変更届の提出の際に必要な書類の見直し

書類名	対象サービス	主な変更点
従業者の雇用関係が確認できる書類（雇用契約書等）	障害福祉サービス 障害児通所支援事業 地域生活支援事業	指定申請の際には提出不要とする。運営指導等にて確認を行う。
賠償責任保険加入証書の写し	障害福祉サービス 障害児通所支援事業 地域生活支援事業	指定申請の際には提出不要とする。運営指導等にて確認を行う。
実務経験証明書	障害福祉サービス 障害児通所支援事業 地域生活支援事業	原本（又は原本証明が行われた写し）の提出を不要とし写しの提出を可とする（本人確認は従前のとおり求める）
収支予算書	障害児通所支援事業 地域生活支援事業	指定申請の際には提出不要とする。

他の変更点は指定申請等に必要な提出書類一覧、変更届出事項及び提出書類一覧参照

7. 処遇改善加算について

令和6年度中に要件を満たすことを誓約していた場合の対応

令和6年度処遇改善計画書における年度内対応の誓約をすることで要件を満たし、届出の区分で加算の算定をしていた事業所については、令和6年度中に各要件を満たすよう整備をいただいている所ですが、この度、経過措置の延長により、「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、令和7年度も誓約により満たしたものとすることができるようになりました（「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の取扱とする）。ついては、誓約により要件を満たしており、未だ上記の対応ができていない事業所は令和7年度中に必ず、各要件を満たすよう整備を行ってください。

年度内対応の誓約をすることで算定を可としていた要件

- ・キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)
福祉・介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
- ・キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)
福祉・介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等 又は b 資格取得の支援（シフト調整、休暇の付与、費用の援助等）を実施する。
- ・キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)
福祉・介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み のいずれかを整備する。
- ・キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金額)

注意！令和8年度以降に運営指導等で誓約されていた内容の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を満たさなかった時点から遡って給付費の返還を求めますのでご注意ください。

新年度当初に係る留意事項

8. 加算届の届出に関すること

(1) 介護給付費等の算定に係る届出の提出期限

ア 制度変更のない通常分(単位数が増えるもの)

毎月15日まで(必着) [翌月から算定]

- ※ 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日とします。
- ※ 4月からの算定分については、既に締切済です。

イ 制度変更のあった加算や前年度実績が必要な基本報酬・加算等について

4月15日までに提出 ⇒ 4月から算定

4月30日までに提出 ⇒ 4月から算定

5月 1日以降に提出 ⇒ 6月以降から算定

- ※ 4月16日以降の提出は、データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

ウ 福祉・介護職員等処遇改善加算

- ・ 毎年4月の届出については次ページを参照
- ・ 6月以降に新たに申請する場合や区分変更をする場合は上記アと同様

算定している加算の「内容」に変更が生じた場合、請求に変更がない場合でも届出が必要です。

8. 加算届の届出に関すること

(2) 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出について

区分	提出期限	提出先・提出方法
令和6年度に引き続き、すでに処遇改善加算等を算定しており、区分の変更がない場合	<u>令和7年4月15日 火曜日（推奨）</u> 最終提出期限は令和7年4月30日までとしますが、補正対応に時間を要する場合や審査の結果、報酬の過誤調整や給付制度の変更等の必要が生じる場合があります。報酬請求事務や法人内での労務管理を適切かつ円滑に行うためにも、4月15日までの提出を推奨します。	電子申請 で提出 提出物：令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書のみ 詳細は姫路市ホームページでお知らせします。 URL https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003243.html
新規申請または区分変更の場合 注意：令和6年度に区分Ⅴを算定している事業所は、当該区分が令和7年度以降廃止されるため、必ず提出が必要です。	令和7年4月及び5月から新規に算定する場合又は加算の区分を変更する場合 <u>令和7年4月15日 火曜日 午後5時20分 必着</u> 期限を過ぎて提出があった場合は6月以降の適用となります。	<u>持参または郵送で姫路市役所監査指導課に提出してください。メールによる届け出は受け付けておりません。</u> 提出物：①様式第5号（児は様式第6号）介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ②様式第5号別紙1-1（児は様式第6号別紙）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書 ④算定要件に適合していることを証明する資料（就業規則、賃金規定など）ただし、届出時点で要件を満たしておらず、令和7年度中に要件を満たすことを計画書上誓約している場合は不要です。

8. 加算届の届出に関すること

(3) 前年度実績が必要な基本報酬、加算について

【前年度実績が必要な基本報酬について】

就労移行支援（就労定着者の状況）、**就労継続支援 A 型**（スコア方式）、**就労継続支援 B 型**（平均工賃月額）、**就労定着支援**（就労定着率）は、毎年度、前年度実績の報告が必要です。

区分の変更の有無にかかわらず、上記の 4 事業で前年度実績を算定できる全ての事業所（令和 6 年 4 月 1 日以前に事業を開始した事業所）は、届出を提出してください。

※ 就労移行支援、就労定着支援の基本報酬の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 6 年度までは前年度実績を用いない取り扱いを可能としていましたが、令和 7 年度については当該取り扱いが不可能となりますのでご注意ください。

サービス	実績算出の考え方	令和 6 年度の取り扱い	令和 7 年度の取り扱い
就労移行支援	過去 2 年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①令和 4 年度及び令和 5 年度（通常） ②平成 30 年度及び令和元年度（特例）	令和 5 年度及び令和 6 年度
就労定着支援	過去 3 年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度 ②平成 30 年度及び令和元年度（2 年間）特例	令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度

【前年度実績に応じ単位が変わる加算等について】（例：共同生活援助 夜間支援等体制加算、人員配置体制加算）

変更がない場合の届出は不要ですが、各事業所において加算の算定要件を満たしていることを確認してください。（報酬改定における要件の変更に注意）

9.届出書類の提出期限について 期限内扱いの可否

近年、郵送提出の場合等、提出期限を超えて監査指導課に到着したことで加算の算定時期が希望する月の翌月になる等のトラブルが発生しています。

届出書類の提出における期限内扱いの可否について、令和7年度以降は下記のと通りの運用としますので、ご留意下さい。

提出期限を市が設定した場合の原則

- ・ **期限日当日の閉庁時間（17時20分）までに本市に到着していない場合は期限外扱いとする。**
（期限日当日の17時20分以降の提出や、期限日が金曜日である場合の土、日曜日に守衛室へ提出する場合等は不可）
 - ・ 郵送提出をし、監査指導課に提出期限を超えて到着した場合（郵送事情により市には到着していたが、各課への郵送物の仕分けに時間がかかる場合があります。）は、**期限内に提出していたことを証明する書類を求めますので、事業者様側から根拠を示してください。**
- 例：レターパックで郵送した場合の郵便追跡サービスの配達状況が分かるもの等

届出書類等は期限に余裕を持って提出いただきますよう、お願いします。

10. その他留意事項

(1) 情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進を目的に、W A M－N E Tで全国の各事業所の情報が公表されています。

事業所（当該年度の新規指定事業所に係るものを除く）は、**毎年5～7月に障害福祉サービス等情報を指定権者に報告すること**となっていますので、情報公表システムから承認申請をしてください。

令和6年度報酬改定にて利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する**「情報公表未報告減算」（100分の5又は10に相当する単位数を減算）**が創設されました。

ログインID・パスワードが分からない場合

- ・ログインID・パスワードは指定時に届出された法人のメールアドレス宛にシステムから送信されています。
- ・ログインIDの確認がしたい場合は**必ずメール**にてお問い合わせください。**電話での回答は致しかねます。**
- ・法人のメールアドレスを変更されている場合はメールでのお問い合わせ時に合わせてお知らせください。

情報の入力に際し、未入力項目等が多く見受けられます。以下の点に注意して入力してください

- ・「ある」「なし」を選択する項目でどちらも選択されていない。
- ・決算資料（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）が添付されていない。

→生産活動を行っている事業所は必ず添付してください。

10. その他留意事項

(2) 前年度平均利用者数について（訪問系の事業所を除く）

前年度平均利用者数について、適切な算定を行っていない事業所が多く見受けられます。前年度平均利用者数は、人員基準配置上の従業者数の算出や加算算定用の数値として使用しますので適切に算定してください。

特に新たに事業を開始（再開）又は、定員の変更があった場合の算出方法は、煩雑になりますのでご注意ください。

「【添付書類1】補足資料 前年度平均利用者数の算定（考え方）について」を姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に掲載しています。詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

1 1. 事務連絡

(1) 事業所メールアドレスについて

- ・事業所あての連絡・通知等は、原則としてメールを使用していますので、事業所においてアドレスを変更した場合は、遅滞なくその旨を届け出てくださいますよう、お願いいたします。

※登録アドレスに送信したところ、返戻となる事例が散見されます。

- ・日常の業務において、適宜受信メールをチェックしてくださいますよう、お願いいたします。

電話番号・ファクス番号・電子メールアドレスの変更については、姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に様式をアップロードしていますので、ご活用ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

1 1. 事務連絡

(2) 姫路市からの情報発信（ホームページ）

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。

届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003111.html>

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係

※ 新規指定・指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002509.html>

障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

※障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等が事業所の指定申請、指定変更等を行う際に使用する書類の様式を公開しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

ご清聴ありがとうございました 受講報告書を提出してください

受講報告書の回答をもって、事業者説明会を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の運営指導の優先対象として考慮いたします。**

事業者説明会の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

